

議案第103号

吉田地区地籍調査事業に伴う字の区域の変更について

地方自治法(昭和22年法律第67号)第260条第1項の規定により、吉田地区の地籍図及び地籍簿の国土調査法(昭和26年法律第180号)第19条第2項の規定による認証の日から本町内の字の区域を次のとおり変更することについて、本議会の議決を求める。

平成21年12月11日

三 朝 町 長 吉 田 秀 光

区域を変更する字の名称	同左の区域 （平成21年1月1日現在の地番による。）
大字吉田字上ミ村通	大字吉田字上ミ村通のうち212の20以外の区域 大字吉田字家ノ後口224の2
大字吉田字家ノ後口	大字吉田字家ノ後口のうち224の2以外の区域
大字吉田字下モ屋敷通	大字吉田字上ミ村通212の20 大字吉田字下モ屋敷通の全域
大字吉田字寺ノ前	大字吉田字寺ノ前のうち863の2以外の区域
大字吉田字細畑	大字吉田字細畑のうち467の1及びこれと一体をなす国有地以外の区域
大字吉田字動々	大字吉田字寺ノ前863の2 大字吉田字動々の全域
大字吉田字弥助谷口	大字吉田字細畑のうち467の1及びこれと一体をなす国有地 大字吉田字弥助谷口の全域

大字吉田字水引口	大字吉田字水引口のうち654の2、654の3、655の2、655の3、656の13から656の15まで、657の8以外の区域 大字吉田字境田のうち678、678の1と一体をなす国有地の一部
大字吉田字石田	大字吉田字水引口のうち654の2、654の3、655の2、655の3、656の13から656の15まで 大字吉田字石田のうち677の1、677の3、677の6以外の区域
大字吉田字境田	大字吉田字水引口657の8 大字吉田字石田677の1、677の3、677の6 大字吉田字境田のうち678、678の1と一体をなす国有地の一部以外の区域